

もりかわかいと
「森川海人っプロジェクト」デザインデータ利用取扱規程

(制定：令和2年3月2日付け森整第2745号)

(改正：令和8年1月23日付け森整第2857号)

(目的)

第1条 この規程は、豊かな森川海の自然環境を未来へつなぐ「森川海人っプロジェクト」の取組を推進することを目的として、県民に親しんでもらえるキャラクター やロゴ等を活用した森川海人っプロジェクトのPR活動を展開するため、佐賀県（以下、「県」という。）が定めた森川海人っプロジェクトのデザインデータを利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「デザインデータ」とは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森川海人っプロジェクトキャラクター「森川海くん」
- (2) 森川海人っプロジェクトロゴ
- (3) 森川海人っプロジェクトで作成した動画
- (4) その他、県が定めた森川海人っプロジェクトに関するデザイン等

(申請者)

第3条 この規程に基づく申請者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 事故、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を世える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 第1項の補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その經營に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(利用承認の申請)

第4条 森川海人っプロジェクトのデザインデータを利用しようとする者は、事前に「森川海人っプロジェクト」デザインデータ利用承認申請書（様式第1号）に必要な書類等を添えて、県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合であっても、第5条第2号から第4号に掲げる事項については、遵守しなければならない。

- (1) 森川海人っプロジェクトの普及啓発のため、国、県、市町が利用する場合
- (2) 「チーム森川海人っ」に登録した賛同企業等が利用する場合

- (3) 報道機関が、報道及び広報の目的で利用する場合
- (4) その他、県が特に必要と認めた場合

(利用承認)

第5条 県は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、森川海人っプロジェクトのデザインデータの利用を承認するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は森川海人っプロジェクトの正しい理解の妨げになる場合
 - (2) 第5条に規定する森川海人っプロジェクトのデザインデータの利用上の遵守事項に従わない場合
 - (3) 法令、公序良俗に反するとき、又はそのおそれのある場合
 - (4) その他、県が森川海人っプロジェクトのデザインデータの利用について、不適当と認めた場合
- 2 前項の承認は、「森川海人っプロジェクト」デザインデータ利用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(利用上の遵守事項)

第6条 森川海人っプロジェクトのデザインデータを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に規定による申請内容のとおりに利用し、その他については、県が指示する条件に従うこと。
- (2) キャラクターを印刷物に利用する際は、原則として「プロジェクトキャプテン森川海人くん」など、森川海人っプロジェクトのキャラクターであることがわかる表記をすること。
- (3) 県が別に定めるデザインデータの色、形等により利用すること。ただし、やむを得ない事情により色、形等を変更する場合は、県に事前協議を行い、県の承認を得ること。
- (4) 利用の承認を受けた対象物の完成品のうち、その一つを完成後直ちに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。

(申請内容の変更)

第7条 森川海人っプロジェクトのデザインデータの利用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、事前に「森川海人っプロジェクト」デザインデータ利用変更承認申請書（様式第3号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「森川海人っプロジェクト」デザインデータ利用変更承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(是正指導)

第8条 県は、森川海人っプロジェクトのデザインデータの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、すみやかに是正するよう指導することができる。

(承認の取消し、契約の解除)

第9条 県は、利用承認を受けた者が前条の指導を受けたにもかかわらず、なお利用

を止めようとしないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 第1項の規定により承認を取り消された者は、その対象物を利用してはならない。

(弁明の機会の付与)

第10条 県は、前条の規定により当該承認を取り消そうとするときは、承認を受けた者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明は、県が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下、「弁明書」という。）を提出するものとする。

3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

4 県は、弁明の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、承認の取消しを受けるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）承認の取消しの内容及びその理由

（2）弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

(著作権)

第11条 森川海人っプロジェクトのデザインデータの著作権は、佐賀県に帰属するものとする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、森川海人っプロジェクトのデザインデータの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月23日から施行する。